

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年四月一日

広島県人事委員会委員長 加藤 誠

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長専決事項の欄第一一般的事項第五号中「これに相当する職以上の職」の下に「（病院に勤務する医師及び歯科医師の職を除く。）」を加え、「第七号において同じ。」を削り、同欄第一一般的事項第七号中「選考の実施」の下に「（知事部局等の課長及びこれに相当する職以上の職に係るものを除く。ただし、かつて職員であった者をその者が退職したときと同等以下の職に採用する場合又は事案の処理が緊急を要し、かつ、人事委員会を開くいとまがない場合は、この限りでない。）」を加え、同欄第一一般的事項第九号中「第三十三条」の下に「まで」を加え、同欄第二十二号中「第十二号」の下に「第五条の規定による人事異動の取扱いに係る承認」を加え、同欄第二十三号を削り、同欄第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第三十二号中「第四の五」を「第五の五」に、「第七の二」を「第八の二」に改め、同号を同欄第三十一号とし、同欄第三十三号から第三十七号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第三十八号中「第二十五号」を「第二十六号」に改め、同号を同欄第三十七号とし、同欄第三十九号から第四十七号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一課長専決事項の欄第十四号中「第六号第二項」を「第六条第二項」に改める。

附 則

この人事委員会訓令は、公布の日から施行する。